

障害者通所施設の開所について

障害福祉課
保健予防課

このたび、障害者自立支援法に基づく障害者通所施設（就労継続支援A型）が特定非営利活動法人によって開所されることになったので、報告するもの

1 施設概要

- (1) 施設名 きせん事業所
- (2) 所在地 葛飾区東金町一丁目35番10号
(裏面参照)
- (3) 種別 就労継続支援A型※
- (4) 定員 10人
- (5) 建物構造及び施設規模
鉄骨造4階建の1階部分
作業室 19.73 m²、販売厨房 10.79 m²、喫茶コーナー 9.94 m²、
事務室・相談室兼多目的室 7.34 m²、その他 20.45 m² 合計 68.25 m²

2 運営概要

- (1) 運営法人 特定非営利活動法人 嬉泉会
- (2) 利用対象者 知的障害者、精神障害者
- (3) 職員 常勤3人。うち1人が管理者・サービス管理責任者
- (4) サービス提供日時 月曜日～土曜日 10時～18時
- (5) 主な作業内容 肉まん等の製造・販売、喫茶コーナーの運営
- (6) 開所予定日 平成24年3月14日

3 区扶助費見込額

平成24年度 約1,740万円

【参考】

※ 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う通所施設。B型が雇用契約を結ばないのに対し、A型は一般の従業員を雇うのと同様に利用者と雇用契約を結び、就労を支援する。

障害者通所施設

きせん事業所 案内図

